

○農林水産省告示第千三百七十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規
程（昭和二十五年七月八日農林省告示第百六号）
の一部を次のように改正し、平成二十年九月十一
日から施行する。

平成二十年九月四日

農林水産大臣 太田 誠一

第五条を次のように改める。

（検査証明書を必要とする国）

第五条 法第六条の植物検疫について政府機関を
有しない国は、次の諸国以外の国である。

インド、インドネシア、カンボジア、北朝鮮、
シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、
台湾、中華人民共和国、ネパール、バキスタ
ン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、
ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミヤ
ンマー、モンゴル、アフガニスタン、アラブ
首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、

イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、アングラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モリシヤス、モリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト、アメリカ合衆国、カナダ、バミューダ諸島、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パハマ、パラグアイ、バルバドス、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、北マリアナ諸島、キリバス、サモア、ソロモン、トンガ、ニューカレドニア、ニュージラード、バヌアツ、バプアニューギニア、フィジー、フランス領ポリネシア、ミクロネシア、ワリス・フテユナ諸島

別表第二の六の項検査有害動植物の欄中「、シンピジウムモザイクウイルス」を削る。